

# 令和5年度地方独立行政法人山口県立病院機構の エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

## 1 趣旨

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、令和5年度における地方独立行政法人山口県立病院機構のエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するための方針を定める。

## 2 エネルギーの使用の合理化に関する目標

### (1) 中期目標

エネルギー使用に係る原単位について、令和5年度から令和8年度の4年間で、基準年を平成30年度とし4%以上の削減を目標とする。

### (2) 短期目標

- ア エネルギー使用に係る原単位について、対前年度比1%以上の削減を目標とする。
- イ 電気需要平準化評価原単位について、対前年度比1%以上の削減を目標とする。

## 3 エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するための事項

エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するため、次の取組を行う。

### (1) 当該目標を達成するための設備の運用

- ア パソコンのスタンバイモードの設定
- イ 冷暖房使用設定温度の徹底とクールビズの実施（5月1日から9月30日）
- ウ 職員のエレベータの2アップ・3ダウンは特別の場合を除き禁止
- エ エネルギー使用量の把握と周知

### (2) 新設及び更新に対する方針

- ア 省エネ機器等の新設・更新
- イ 蓄電池式設備・機器等の導入の推進